

一般廃棄物処理施設整備に伴う「ごみ処理場の変更」、
「汚物処理場の変更」及び「ごみ処理場・汚物処理場の決定」に関する

公聴会開催のお知らせ

富士見町では、一般廃棄物の処理を隣接する茅野市及び原村と共同し、南諏衛生施設組合（富士見町、原村）及び諏訪南行政事務組合（茅野市、富士見町、原村）により広域的に行ってまいりましたが、このたび、南諏衛生施設組合のごみ焼却施設を廃止し、諏訪南行政事務組合による灰溶融施設の整備を行うことになりました。将来の施設整備を考慮し、ごみ処理施設及び汚物処理場（し尿）が個別の計画であったものを一つの計画とすることにより、一般廃棄物処理の効率化と機能的なまちづくりを行うものです。

つきましては、「都市計画の原案」に対し町民の皆さんに意見を述べていただく場として公聴会を開催しますので、意見を述べたい方は下記の要領によりお申し出ください。

富士見都市計画公聴会

- ◆日 時
2月15日(水)
午後1時30分～
- ◆会 場
富士見町役場3階
302・303会議室

どなたでも傍聴できますが、会場の収容人数を超えた場合は先着順となります。希望する方は、建設課都市計画係（☎62-9217 ㊟9217）へお申し込みください。

なお、意見を述べる方がいない場合は、公聴会は中止となります。中止の場合は、富士見町ホームページ及び富士見町役場の掲示板でお知らせします。

【都市計画原案の概要】

- (1) 富士見都市計画ごみ処理場の変更
富士見都市計画ごみ処理場を廃止する。
南諏衛生センター ごみ処理場25t / 日 粗大ごみ10t / 日
富士見町富士見字川原休戸家裏5243番地 1 他
約13,500㎡
- (2) 富士見都市計画汚物処理場の変更
富士見都市計画汚物処理場を廃止する。
南諏衛生センター し尿42kl / 日
富士見町富士見字川原休戸5240番地1他 約5,800㎡
- (3) 富士見都市計画ごみ処理場・汚物処理場の決定
富士見都市計画ごみ処理場・汚物処理場を決定する。
南諏衛生センター 粗大ごみ10t / 日 し尿42kl / 日
諏訪南灰溶融施設 灰溶融20t / 日
富士見町富士見字川原休戸5240番地 1 他 約19,700㎡

注：今回の都市計画原案は、ごみ処理場・汚物処理場・灰溶融施設を一体の一般廃棄物処理施設として決定するものであります。また、全体の用途指定の変更はありませんが、当初決定時と若干の地形変更があるため、現状の地形と区域の整合を図るものです。

2月1日(水)から2月14日(火)まで、土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで役場2階 建設課都市計画係で都市計画原案の閲覧ができます。

【公聴会において意見を述べることについての申し出方法】

申し出期間

2月1日(水)から2月8日(水)、土・日曜日を
除く午前8時30分から午後5時15分まで

申出方法

右記様式「公述申出書」のとおり、必要事項を記入のうえ、建設課都市計画係へ提出してください。当日の意見表明の方法等について説明します。

なお、提出された「公述申出書」の中に同じ内容の意見が多数ある場合は、意見を述べる方を選定し、意見を述べられる時間を制限させていただく場合がありますので、あらかじめご承知ください。その際は、事前にご本人に連絡します。意見の要旨は400字以内とし、簡素にまとめてください。

(公述申出書)

		年 月 日	
公 述 申 出 書			
(あて先) 富士見町長		住 所
		氏 名
		電話番号
(法人その他の団体にあっては事務所又は事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
平成18年2月15日に開催される富士見都市計画公聴会において意見を述べたいので、申し出ます。			
記			
意見の趣旨			

【お問い合わせ】

建設課都市計画係 ☎62-9217 ㊟9217